

# 消費者トラブル注意情報～令和8年6月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス<sup>※1</sup>をご紹介します。  
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！  
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和8年6月12日調査分)

商品・サービス	相談内容の例 <sup>※2</sup>	助言
<b>他の健康食品</b> (定期購入に関するトラブルなど)	ネット通販でダイエットサプリを買った。広告には「縛りなし」と書いてあったが定期購入だった。解約には定価との差額の支払いが必要と言われた。	「縛りなし」とは「最低購入回数の指定がない契約」の可能性があります。この場合、解約しない限り商品が継続的に届き、その都度代金が発生するため、申し込む際は、最終確認画面で、定期購入が条件ではないかや、2回目以降の代金等の販売条件や解約の条件を確認しましょう。これらの表示がなかった、または誤解を招く表示があった場合は、申し込みを取消できる場合があるので、「最終確認画面」をスクリーンショットで保存するようにしましょう。(参考) <a href="#">広島県消費生活課ホームページ</a>
<b>不動産貸借</b> (原状回復費用に関するトラブルなど)	賃貸アパートを退去することになった。高額な原状回復費用の請求書が来た。納得できない。	退去後の原状回復費用の内訳や金額に疑義がある場合は、国土交通省が示す「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に費用の明細等の説明を求め、費用負担について話し合います。また、退去の際はできるだけ立ち合いを行い、借主と貸主双方で室内の状態を確認するようにしましょう。(参考) <a href="#">広島県消費生活課ホームページ</a>
<b>タバコ用品</b> (定期購入に関するトラブルなど)	ネット通販で電子タバコを購入した。定期購入だったらしく2回目が届いた。3回目以降を解約したいが電話が繋がらない。	電話が混み合っている場合は、時間帯を変えて何度もかけ直すことで繋がる可能性があります。また、解約できる期間内に、何度も電話で解約を申し出ようとした発信履歴などの証拠を残しておき、万一解約期間を過ぎてしまっても、証拠をもとに解約交渉してみてください。電子メール等、電話以外の連絡方法があれば、販売業者に電話をかけているが繋がらない旨を連絡しておきましょう。(参考) <a href="#">広島県消費生活課ホームページ</a>

※1 「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較して、

(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

※2 相談内容は、相談者の申し出に基づく情報であり、事実関係を確認しているものではありません。

## ■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト

[「よくある相談事例」](#) ⇒



○消費生活課公式 X ⇒



○電子メール相談：県サイト [電子メール受付](#) ⇒



広島県消費者啓発キャラクター  
ナッキー＆ネイリー  
～Stop the 泣き寝入り～



○電話相談：消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。  
広島県消費生活センターは、082-223-6111(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

## ■空調能力のないエアコンに注意！

インターネットショッピング等で、置くだけで空間の温度を上げたり下げたりする「エアコン」のような性能をうたう商品を購入したものの、使用すると「冷たい風が出ない」「広告とは違っていた」という相談が寄せられています。「数秒で室温が変化する」や「エアコン並み」等、冷暖房機能を誇張する広告のある商品は、購入前に、消費電力や電圧の表示(数値)などの記載内容を十分に確認しましょう。詳しくはこちら⇒ [国民生活センターHP](#) 【発行】広島県環境県民局消費生活課